

## 大学等卒業予定者に対する就職支援に関する連携協定書

大学等卒業予定者に対する就職支援を実施するにあたり、別府大学（以下「甲」という。）と別府公共職業安定所（以下「乙」という。）は、下記の事項について協定を締結する。

### 1 目的

甲と乙が連携することにより、就職に向けた幅広い取組を実施する体制及び環境を整備し、甲に在籍する就職希望の卒業予定者に対する就職支援を強化することを目的とする。

### 2 就職支援

#### (1) 出張相談

乙の就職支援ナビゲーターが甲に出張し、就職支援を希望する学生に対して、自ら進路を選択するための支援として職業相談等を実施する。

なお、具体的には別途作成する出張相談実施要領に定める。

#### (2) セミナー及びガイダンス等の開催

乙は、甲からの依頼に応じて、就職活動の進め方や乙の利用方法等についてのセミナー等を開催する。具体的な内容については、都度、甲及び乙の担当者が協議して決定するものとする。

#### (3) 外国人留学生に対する支援

乙に設置している「留学生コーナー」を活用し、上記（1）及び（2）の実施に際して、国内就職を希望する外国人留学生に対する支援を実施する。

### 3 情報共有

就職支援対象者（以下「対象者」という。）から甲と乙の情報共有に関する同意を得た場合においては、本施策の実施に必要な情報について、相互に情報を共有する。

### 4 秘密保持・目的外使用の禁止

甲及び乙は、本施策の実施において、相互の共有する情報については互いに秘密を保持することとし、また、本施策の実施によって知り得た情報を就職支援以外の目的に使用してはならない。

ただし、本施策の実施にあたり真に必要と認められ、かつ、事前に相手方の承諾並びに対象者の同意を得られた場合は、この限りではない。

### 5 有効期間

この協定の有効期間は、令和6年5月1日から令和7年4月末日までとする。

ただし、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### 6 その他

この協定に定めのない事項について定める必要が生じた時、またはこの協定に定める事項を変更しようとする時は、甲と乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙ともに署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年5月1日

(甲) 別府大学

(乙) 別府公共職業安定所

学長

友永 穂



所長

川野 智彦



## 大学等卒業予定者に対する就職支援に関する連携協定書

大学等卒業予定者に対する就職支援を実施するにあたり、別府大学短期大学部（以下「甲」という。）と別府公共職業安定所（以下「乙」という。）は、下記の事項について協定を締結する。

### 1 目的

甲と乙が連携することにより、就職に向けた幅広い取組を実施する体制及び環境を整備し、甲に在籍する就職希望の卒業予定者に対する就職支援を強化することを目的とする。

### 2 就職支援

#### (1) 出張相談

乙の就職支援ナビゲーターが甲に出張し、就職支援を希望する学生に対して、自ら進路を選択するための支援として職業相談等を実施する。

なお、具体的には別途作成する出張相談実施要領に定める。

#### (2) セミナー及びガイダンス等の開催

乙は、甲からの依頼に応じて、就職活動の進め方や乙の利用方法等についてのセミナー等を開催する。具体的な内容については、都度、甲及び乙の担当者が協議して決定するものとする。

#### (3) 外国人留学生に対する支援

乙に設置している「留学生コーナー」を活用し、上記（1）及び（2）の実施に際して、国内就職を希望する外国人留学生に対する支援を実施する。

### 3 情報共有

就職支援対象者（以下「対象者」という。）から甲と乙の情報共有に関する同意を得た場合においては、本施策の実施に必要な情報について、相互に情報を共有する。

### 4 秘密保持・目的外使用の禁止

甲及び乙は、本施策の実施において、相互の共有する情報については互いに秘密を保持することとし、また、本施策の実施によって知り得た情報を就職支援以外の目的に使用してはならない。

ただし、本施策の実施にあたり真に必要と認められ、かつ、事前に相手方の承諾並びに対象者の同意を得られた場合は、この限りではない。

### 5 有効期間

この協定の有効期間は、令和6年5月1日から令和7年4月末日までとする。

ただし、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、1年間更新するものとし、以降も同様とする。

### 6 その他

この協定に定めのない事項について定める必要が生じた時、またはこの協定に定める事項を変更しようとする時は、甲と乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙ともに署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年5月1日

(甲) 別府大学短期大学部

(乙) 別府公共職業安定所

学長

友永 植



所長

川野 智哉

